

種被進也、進物小高檀紙一束、扇一本、院家モ出世モ不御伴、只一人御參也、寺家并坊官ウヅラ衣
スマシノ大口也、ウヅラ衣トハ重子ノナキヲ云ナリ、足半ヲ著テ、敷皮ヲ敷キ、長橋ノ庭ニ居也、
〔友俊記〕年中御作法の大概物がたり、元日、親王攝政家の御禮は、常の參内にはことなり、唐門より長はしの局の御車よせより参りたまふ、親王は、玄きるのうち敷石のうへにてこしを出給ふ、一品牛車宣あるは、車寄の邊にておりたまふ、攝家は瑞籬のうち、御門敷居のそとの石壇の上にておりたまふ、車よせよりすぐに常の御殿にて龍顔を拜せられ、天盃天酌をたまふ、先菱葩にて御ごんかすくあさくやうのもの、きじやきなどを給ふ、事すみて大ぶくの御茶をたまふ、是は御徳日にあたれば二日にもあり、御陪膳は典侍なり、次の陪膳は内侍命婦なり、攝政家の御禮は、唐門より長橋局の御車寄より参りたまふ、武家傳奏議奏などの出むかひにて、常の御所にまゐり入て龍顔を拜せらる、殿上人御三ツ肴をとりたまふ、主上の御陪膳は、大臣の子孫の卿相、御手長の役送には、四位五位の藏人の中、六位の藏人等也、御陪膳御盃御銚子をまゐらす、ひさげの御くはへは手長の人也、天盃下されば、御銚子にのせて御陪膳に手長の人にわたす、ことすみて攝政家にまゐらす、二獻すみて、ひさげのくはへには六位藏人なり、又それよりもとのごとくかれりて、天盃をはじめのごとく第二の人にたまふことはじめにおなじ、攝政家は三公にあらずといへども、みなことごとくにまゐりたまふ、前大臣も参入し給ふ、又三公ならぬ納言といふとも、おして三方をもちあらる、元日御とく日にあたれば二日になり、○中享保四年、殿下九條御舊例を申請たまふ、天盃天酌の事也、御陪膳の公卿御前のみづざかな御さかづきをそなふ、手長の役送轉供也、次御銚子を殿下とりて三獻まゐらせらる、御ひさげは御陪膳にたまふ、すぐに御銚子にのせて殿下にむかふ、主上御てうしを出されて殿下にたまふ、御盃をとりて頂戴、天酌を給ふ、いづれも同じ事にたまふ、ひさげには御陪膳の公卿なり、此事院御所にてもおなじ也、